

総合研究大学院大学学則（案）

第1章 総 則

第1節 理念及び目的

（理念）

第1条 総合研究大学院大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第4条及び別表第1備考第2に基づき、次の表に掲げる大学共同利用機関法人及び独立行政法人(以下「機構等法人」という。)が設置する大学の共同利用の研究所その他の機関（以下「基盤機関」という。）との緊密な連係及び協力の下に、世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献することを理念とする。

機 構 等 法 人	基 盤 機 関
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構	国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、 国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所、国立民 族学博物館
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構	国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学 研究所、分子科学研究所
大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研 究機構	素粒子原子核研究所、物質構造科学研究所、加速器研究施 設、共通基盤研究施設
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機 構	国立極地研究所、国立情報学研究所、統計数理研究所、国立 遺伝学研究所
国立研究開発法人宇宙 航空研究開発機構	宇宙科学研究所

（目的）

第2条 本学は、前条の理念に基づき基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究
的資質を持つ広い視野を備えた研究者の育成を目的とし、学融合により従来の学問分野
の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指す。

2 本学は、前項の目的を達成するため、基盤機関の自主性及び自律性を尊重しつつ、先端
学術院との一体的な運営を図り、本学職員の適切な役割分担及び組織的な連係協力体制
により、その機能を総合的に発揮するものとする。

第2節 位 置

（位置）

第3条 本学の位置は、本学を設置する国立大学法人総合研究大学院大学（以下「法人」と

いう。)の主たる事務所を置く神奈川県三浦郡葉山町とし、その事務所を大学本部と称する。

第3節 教育研究組織等

(大学院の先端学術院及び専攻)

第4条 本学の大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第100条ただし書きに基づき、先端学術院を置く。

2 前項の先端学術院に、先端学術専攻を置く。

(附属図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館は、第6条の2に規定する学術情報基盤センターに置く本部図書館並びに第1条に規定する機構等法人又は基盤機関に置く図書館又は図書室のうち学長が別に定めるものをいう。

3 附属図書館に関する事項は、本学の附属図書館規則に定める。

(統合進化科学研究センター)

第5条の2 本学に、統合進化科学研究センターを置く。

2 統合進化科学研究センターは、国内外に開かれた共同研究を通して、広い視野からの生物進化学研究及び科学活動の俯瞰的研究を推進し、もって人間社会の諸問題の解決をめざす統合進化科学を開拓することを目的とする。

3 統合進化科学研究センターは、先端学術院における教育に協力する。

4 統合進化科学研究センターに関する事項は、本学の統合進化科学研究センター規則に定める。

(教育開発センター)

第6条 本学に、教育開発センターを置く。

2 教育開発センターは、全学に関わる教育活動及び教育連携事業の推進及び支援並びに評価・分析支援を行う全学共同教育施設とする。

3 教育開発センターに関する事項は、本学の教育開発センター規則に定める。

(学術情報基盤センター)

第6条の2 本学に、学術情報基盤センターを置く。

2 学術情報基盤センターは、本学の学術情報基盤に関する一元管理を行うことにより、学術情報の利用及び発信の円滑化に必要な活動を行うこと及びその技術的基盤の整備充実を図り、全学の教育研究活動及び大学本部の事務処理等における情報基盤の利用を支援することによって、本学における教育及び研究の進展に資することを目的とする。

3 学術情報基盤センターに関する事項は、本学の学術情報基盤センター規則に定める。

(事務局)

第7条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、法人の事務局等組織規程に定める。

第4節 職員

(職員)

第8条 本学に、次に掲げる職員を置く。

学 長

副学長

教 授

准教授

講 師

助 教

助 手

事務職員

技術職員

(研修の機会等)

第9条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を修得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第31条の3に規定する研修等に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

第5節 運営会議及び教授会等

(運営会議)

第10条 本学に、運営会議を置く。

2 運営会議は、法人が定めた本学の運営方針に基づき、その権限に属された事項を審議し、及びその処理に当たる。

3 運営会議に関する事項は、本学の運営会議規則に定める。

(先端学術院教授会)

第11条 先端学術院に、学校教育法第93条第1項の規定に基づく教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 学長は、前項各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、教授会が述べる意見を参酌するものとする。

- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び先端学術院長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会に関する事項は、先端学術院の組織運営等に関する規則に定める。

第12条 削除

第6節 自己評価、認証評価及び結果公表等

（自己評価等）

第13条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第2条第1項及び第14条に規定する目的並びに社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備等（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

- 2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、学長が別に定める。

（認証評価）

第13条の2 前条第1項の措置に加え、本学の教育研究活動等の総合的な状況について、7年以内の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。ただし、当該認証を受けた機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りではない。

（結果公表等）

第13条の3 本学は、前2条の実施結果その他本学における教育研究活動等の状況について、積極的に情報を公表する。

- 2 前項の公表すべき情報の項目は、学長が別に定める。

第2章 先端学術院

第1節 先端学術院の目的、課程、課程の目的及び修業年限等

（先端学術院の目的）

第14条 先端学術院は、本学創設の理念と目的に基づき、大学共同利用機関等を基盤とする大学院大学として、学術のあるべき姿を長期的に見据え、人類社会の知的基盤を支える学術の継承・発展や高度な研究開発の担い手となり、新たな知的価値を創出することができる博士人材を育成し輩出することを目的とする。

（課程及び課程の目的）

第15条 先端学術院の課程は、博士課程とする。

- 2 前項の課程は、前条に規定する先端学術院の目的を達成するため、専攻分野について、第2条第1項に規定する研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専

門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(課程の修業年限等)

第 16 条 前条第 1 項の課程の修業年限は、3 年又は 5 年を標準とする。

2 前項の標準の修業年限を 3 年とする課程は、第 25 条第 1 項に規定する者が履修する課程（以下「後期 3 年の課程」という。）とする。

3 第 1 項の標準の修業年限を 5 年とする課程は、第 25 条第 2 項に規定する者が履修する課程（以下「5 年の課程」という。）とする。

(長期にわたる課程の履修)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の学生（以下第 35 条、第 47 条第 5 項、第 50 条第 2 項及び第 61 条第 1 号において「長期履修学生」という。）に関する事項は、学長が別に定める。

第 17 条 削除

第 18 条 削除

第 2 節 教員組織

(教員組織)

第 19 条 先端大学院に、本学の教育研究に必要な教員（第 8 条に規定する教授、准教授、講師、助教又は助手をいう。以下同じ。）を置く。

2 先端大学院に置く教員は、第 1 条の表に掲げる基盤機関の長、その機関に所属する本学の教育研究に従事する職員、法人に置かれる研究院に所属する教員及び学長が別に定める教育研究に従事する者をもつて充てる。

3 前項に規定するもののほか、学長が別に定めるところにより、法人の役員及び第 1 条に規定する機構等法人の役員を本学の教員に充てることができる。

(授業等を担当しない教員)

第 20 条 本学の教育研究上必要があるときは、授業又は博士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当しない教員を置くことができる。

第 3 節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第 21 条 先端大学院の後期 3 年の課程の学生の入学定員及び 5 年の課程の学生の入学定員、その収容定員は、次のとおりとする。

後期 3 年の課程の入学定員 62 人

5 年の課程の入学定員 58 人 収容定員 476 人

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第22条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第23条 前条の学年を、次の学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第24条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春期、夏期、冬期及び臨時の休業日

2 前項第3号の休業日は、学長が別に定める。

第5節 入学資格、入学時期及び入学者選抜等

(入学資格)

第25条 本学の後期3年の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した次に定める者

ア 大学を卒業し、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

イ 外国において学校教育における16年の課程を修了した後、又は外国の学校が行

う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本学において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

2 本学の5年の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目と我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5の2) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本学において、当該大学の所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者で、本学において教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学時期)

第26条 本学の入学の時期は、毎年4月及び10月とする。

(入学者の選抜及び入学許可)

第 27 条 本学に入学を志願する者については、先端学術院が別に定めるところにより入学者の選抜を行う。

2 入学の許可は、学長が行う。

3 第 3 章に定める科目等履修生、聴講生及び研究生の入学の許可は、前項を準用する。

第 6 節 教育課程及び在学年限等

(教育課程の編成方針)

第 27 条の 2 先端学術院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成にあたっては、先端学術院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育方法)

第 28 条 先端学術院の教育は、本学の教授、准教授、講師又は助教が担当する授業科目の授業及び研究指導によつて行う。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、授業又は研究指導を補助する助手を置くことができる。

(授業科目、その単位数、履修方法等)

第 29 条 前条の授業科目及びその単位数、履修方法等は、先端学術院が別に定める。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 前 2 号の規定にかかわらず、一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して先端学術院が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、必要な学修等を考慮して、先端学術院が単位数を別に定めることができる。

(授業科目の単位の授与)

第 30 条 前条の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与える。ただし、前条第 3 項の授業科目については、先端学術院が別に定める適切な方法により学修の成果

を評価して単位を与えることができる。

(研究指導及びその指導教員等)

第 31 条 研究指導は、学生 1 人ごとにその内容が定められるものとし、その研究指導については、原則として 2 人以上の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 研究指導を担当する教授又は准教授のうち 1 人は、主任指導教員とする。

3 前項によるもののほか、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、講師又は助教を主任指導教員とすることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第 31 条の 2 先端大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 先端大学院は、第 30 条に規定する授業科目の単位の授与のための学修の成果の認定に当たり、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 先端大学院は、学位論文に係る評価並びに第 40 条に規定する修了の認定に当たり、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 31 条の 3 本学は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 32 条 学生は、教育上有益と認められるときは、先端学術院長の許可を受けて、本学が協議をした他の大学の大学院及び文部科学大臣が指定した教育施設の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は、先端学術院長が別に定める範囲で、修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導等)

第 33 条 学生は、教育上有益と認められるときは、先端学術院長の許可を受けて、本学が協議をした他の大学の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。

2 前項の規定に基づき受けた研究指導は、先端学術院長において受けた研究指導の一部とみなすことができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を先端学術院長の許可を受けて、先端学術院長において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき修得したものとみなすことができる単位は、第 44 条及び第 45 条

に規定する場合を除き、先端学術院が別に定める単位を超えないものとする。

(在学年限)

第 35 条 学生（第 16 条の 2 に規定する長期履修学生を除く。）が先端学術院に在学することができる年限は、先端学術院が別に定めるところにより後期 3 年の課程にあつては 5 年とし、5 年の課程にあつては 8 年とする。ただし、第 44 条又は第 45 条の規定により再入学又は転入学を許可された者の在学年限については、当該年次の在学者にかかる在学年限と同年数とする。

(教育方法、履修方法及び在学年限に関する規則)

第 36 条 第 28 条から前条に規定する教育方法、履修方法その他単位の認定及び他の大学院における授業科目の履修等並びに在学年限に関し必要な事項は、先端学術院の規則に定める。

第 7 節 修了の要件及び学位

(後期 3 年の課程の修了の要件)

第 37 条 先端学術院の後期 3 年の課程の修了の要件は、先端学術院に 3 年以上在学し、先端学術院の規則に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、他の大学の大学院の修士課程又は博士課程の前期 2 年の課程における在学期間（その課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者であつては、当該課程における在学期間で 2 年を限度とする。）を通算して 3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 25 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の規定により、本学への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、本学に入学した場合の先端学術院の修了の要件は、先端学術院に 3 年（法科大学院の課程を修了した者にあつては 2 年）以上在学し、先端学術院の規則に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1 年（標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

第 38 条 削除

(5 年の課程の修了の要件)

第 39 条 先端学術院の 5 年の課程の修了の要件は、先端学術院に 5 年以上在学し、先端学術院の規則に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、先端学術院に 3 年以上在学すれば足りるもの

とする。

(修了の認定)

第 40 条 修了の認定は、学長が行う。

(学位)

第 41 条 先端学術院を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 前項の規定に基づき本学が授与する博士の学位には、次に掲げるいずれかの専攻分野を付記するものとする。

文学 理学 工学 医学 学術 統計科学 情報学 脳科学

3 前 2 項の規定にかかわらず、先端学術院の 5 年の課程に在学し、第 48 条の規定に基づき退学を許可された者が、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条に規定する修士課程の修了要件を満たした場合は、学長が別に定めるところにより、修士の学位を授与することができる。

(共同研究指導に基づく学位授与)

第 41 条の 2 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、学生が本学と当該外国の大学院等において、専攻に関する共同の研究指導を受けることを許可し、当該外国の大学院等との連名で学位を授与することができる。

2 共同の研究指導に基づく学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

(論文博士)

第 42 条 第 37 条から第 41 条（第 41 条第 3 項を除く。）に定めるもののほか、第 41 条に規定する博士の学位は、先端学術院を経ない者であつても、本学に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、先端学術院を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し、授与することができる。

(学位に関する規則)

第 43 条 第 37 条本文、第 41 条第 3 項及び前条に規定する学位論文の審査及び試験の方法並びに修士の学位の授与要件その他本学が授与する学位に関し必要な事項は、本学の学位規則に定める。

第 8 節 再入学、転入学、休学及び退学等

(再入学)

第 44 条 先端学術院を退学した者で、先端学術院に再び入学することを志願する者がある場合は、教育研究に支障がないときに限り、選考の上、先端学術院の相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者が在学すべき年数及び履修の必要な単位数その他必要事項については、先端学術院が別に定める。

(転入学)

第 45 条 他の大学の大学院及び文部科学大臣が指定した教育施設（第 25 条に規定する者

に限る。)に在学している者で先端学術院に転入学することを志願する者がある場合は、教育研究に支障がないときに限り、選考の上、先端学術院の相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学を許可された者が在学すべき年数及び履修の必要な単位数その他必要事項については、先端学術院が別に定める。

第46条 削除

(休学)

第47条 病気その他やむを得ない事由のため、引き続き2ヶ月以上修学することができない場合は、先端学術院長の許可を受けて休学することができる。

- 2 病気その他の事由により、学修することが不相当と認められる学生に対しては、先端学術院長は休学を命ずることができる。

- 3 休学の期間の途中において、その事由が消滅した場合は、復学することができる。

- 4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

- 5 休学の期間は、第16条に規定する修業年限及び第35条に規定する在学年限(第16条の2に規定する長期履修学生に定めた在学年限を含む。)に算入しない。

(退学)

第48条 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(学生に関する規則)

第49条 休学及び退学等その他学生の取扱いに関し必要な事項は、本学の学生規則に定める。

第9節 授業料その他の費用等

(授業料、入学料及び検定料の額)

第50条 本学の授業料、入学料及び検定料の額は、次のとおりとする。

授業料 535,800円(年額)

入学料 282,000円

検定料 30,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、第16条の2に規定する長期履修学生に適用する授業料の額は、学長が別に定める。

(授業料)

第51条 授業料は、学長が別に定める期日までに納付しなければならない。

(休学者の授業料)

第52条 休学した学生については、学長が別に定めるところにより、授業料の納付を免除することができる。

(退学者の授業料)

第53条 学期の途中において、第48条の規定に基づき退学し、又は第60条第2項に規定

する放学を命ぜられた場合は、学長が別に定めるところにより、授業料を納付しなければならない。

2 第 60 条第 2 項に規定する停学を命ぜられた場合は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(入学料)

第 54 条 入学者の選抜並びに再入学及び転入学の選考に合格した者は、学長が別に定める期日までに入学料を納付しなければならない。

(入学料及び授業料の免除又は徴収猶予)

第 55 条 入学料及び授業料は、学長が別に定めるところにより、免除又は徴収猶予することができる。

(検定料)

第 56 条 本学に入学、再入学又は転入学を出願する者は、学長が別に定める期日までに検定料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料の不返還)

第 57 条 第 51 条、第 54 条及び第 56 条の規定により納付した授業料、入学料及び検定料は返還しない。ただし、学長が別に定めるところにより、納付した授業料に相当する額の全部又は一部を返還することができる。

(授業料その他の費用並びに免除及び猶予等に関する規則)

第 58 条 授業料その他の費用及び徴収方法並びに免除又は徴収猶予の取扱い等に関して必要な事項は、本学の授業料その他の費用等の取扱いに関する規則の定めるところによる。

第 10 節 表彰、懲戒及び除籍

(表彰)

第 59 条 学長は、別に定めるところにより、学生として特に表彰に値する行為があった者に対して表彰することができる。

(懲戒)

第 60 条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生を懲戒することができる。

2 前項に規定する懲戒の種類は、放学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する放学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込がないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第 61 条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍する。

(1) 在学期間が第 35 条に規定する在学年限（第 16 条の 2 に規定する長期履修学生に

- 定めた在学年限を含む。) を超えた者
- (2) 休学期間が第 47 条第 4 項に規定する期間を超えた者
 - (3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者が、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかつたとき
 - (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかつた者

第 3 章 科目等履修生、聴講生及び研究生

(科目等履修生)

第 62 条 本学の学生以外の者で本学の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

(聴講生)

第 63 条 本学の学生以外の者で本学の授業科目のうち一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(研究生)

第 64 条 本学において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(科目等履修生等に関する規則)

第 65 条 科目等履修生、聴講生及び研究生の出願の資格、入学許可、学生納付金等その他学生の取扱いに関し必要な事項は、本学の科目等履修生、聴講生及び研究生規則に定める。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 66 条 法及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）その他の法令又はこの学則に定めるもののほか、この学則の実施のために必要な事項は、規則、規程又は細則で定める。

附 則（令和__年__月__日学則第__号）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正前の文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科、生命科学研究所及び先導科学研究科並びに当該研究科に置く専攻（以下「旧研究科等」という。）は、令和 5 年 3 月 31 日に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日又は退学（後期 3 年の課程にあつては、3 年以上、5 年の課程にあつては 5 年以上在学し、所定の単位数以上を修得した者に限る。）により在学しなくなる日から 2 年（文化科学研究科にあつては、3 年）を経過した日のいずれか遅い日までの間、存続するものとする。

- 3 この学則施行の際現に旧研究科等に在学する学生に係る必要な措置その他学則の施行に関して必要な経過措置は、別に定める。

総合研究大学院大学学則の一部改正（案）について

1. 趣旨

本学大学院において、6 研究科 20 専攻を先端学術院先端学術専攻に再編することに伴い、所要の改正を行う。

2. 概要

先端学術院先端学術専攻を設置するとともに、目的、入学定員、収容定員ほか所要の改正を行う。

3. 施行日

令和5年4月1日

学則改正案【新旧対照表】

現行	改正案
<p>(理念)</p> <p>第1条 総合研究大学院大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第4条及び別表第1備考第2に基づき、次の表に掲げる大学共同利用機関法人及び独立行政法人(以下「機構等法人」という。)が設置する大学の共同利用の研究所その他の機関(以下「基盤機関」という。)との緊密な関係及び協力の下に、世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献することを理念とする。</p> <p>機構等法人 大学共同利用機関法人人間文化研究機構</p> <p>基盤機関 国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国際日本文化研究センター、国立民族学博物館(以下、略)</p>	<p>(理念)</p> <p>第1条 総合研究大学院大学(以下「本学」という。)は、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第4条及び別表第1備考第2に基づき、次の表に掲げる大学共同利用機関法人及び独立行政法人(以下「機構等法人」という。)が設置する大学の共同利用の研究所その他の機関(以下「基盤機関」という。)との緊密な関係及び協力の下に、世界最高水準の国際的な大学院大学として学術の理論及び応用を教育研究して、文化の創造と発展に貢献することを理念とする。</p> <p>機構等法人 大学共同利用機関法人人間文化研究機構</p> <p>基盤機関 国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、<u>国立国語研究所</u>、<u>国際日本文化研究センター</u>、<u>総合地球環境学研究所</u>、国立民族学博物館</p> <p>(以下、略)</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 本学は、前条の理念に基づき基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者の育成を目的とし、学融合により従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指す。</p> <p>2 本学は、前項の目的を達成するため、<u>研究科に置く専攻の自主性及び自律性を尊重しつつ</u>、<u>研究科その他の組織との一体的な運営を図り</u>、本学職員の適切な役割分担及び組織的な関係協力体制により、その機能を総合的に発揮するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本学は、前条の理念に基づき基礎学術分野において国際的に通用する高度の研究的資質を持つ広い視野を備えた研究者の育成を目的とし、学融合により従来の学問分野の枠を越えた国際的な学術研究の推進並びに学際的で先導的な学問分野の開拓を目指す。</p> <p>2 本学は、前項の目的を達成するため、<u>基盤機関の自主性及び自律性を尊重しつつ</u>、<u>先端学術院との一体的な運営を図り</u>、本学職員の適切な役割分担及び組織的な関係協力体制により、その機能を総合的に発揮するものとする。</p>

<p>(大学院の研究科及び専攻等)</p> <p>第4条 本学の大学院に、次に掲げる研究科を置く。</p> <p><u>文化科学研究科</u></p> <p><u>物理科学研究科</u></p> <p><u>高エネルギー加速器科学研究科</u></p> <p><u>複合科学研究科</u></p> <p><u>生命科学研究所</u></p> <p><u>先導科学研究科</u></p>	<p>(大学院の先端学術院及び専攻)</p> <p>第4条 本学の大学院に、<u>学校教育法</u>(昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。)第100条ただし書きに基づき、<u>先端学術院</u>を置く。</p>
<p>2 前項の研究科に、<u>第17条に規定する専攻</u>を置く。</p>	<p>2 前項の先端学術院に、<u>先端学術専攻</u>を置く。</p>
<p>3 前2項に定めるもののほか、大学院に全学教育委員会を置く。</p>	<p>【削除】</p>
<p>4 全学教育委員会に関する事項は、本学の全学教育委員会規則に定める。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(統合進化科学研究センター)</p> <p>第5条の2 本学に、<u>統合進化科学研究センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>統合進化科学研究センター</u>は、国内外に開かれた共同研究を通して、広い視野からの生物進化学研究及び科学活動の俯瞰的研究を推進し、もって人間社会の諸問題の解決をめざす統合進化科学を開拓することを目的とする。</p> <p>3 <u>統合進化科学研究センター</u>に関する事項は、本学の<u>統合進化科学研究センター規則</u>に定める。</p>	<p>(統合進化科学研究センター)</p> <p>第5条の2 本学に、<u>統合進化科学研究センター</u>を置く。</p> <p>2 <u>統合進化科学研究センター</u>は、国内外に開かれた共同研究を通して、広い視野からの生物進化学研究及び科学活動の俯瞰的研究を推進し、もって人間社会の諸問題の解決をめざす統合進化科学を開拓することを目的とする。</p> <p>3 <u>統合進化科学研究センター</u>は、<u>先端学術院における教育に協力する。</u></p> <p>4 <u>統合進化科学研究センター</u>に関する事項は、本学の<u>統合進化科学研究センター規則</u>に定める。</p>
<p>(運営会議)</p> <p>第10条 本学に、<u>運営会議</u>を置く。</p> <p>2 <u>運営会議</u>は、法人が定めた本学の運営方針に基づき、その権限に属された事項を審議し、及びその処理に当たる。</p> <p>3 <u>運営会議</u>に関する事項は、本学の<u>運営会議規則</u>に定める。</p>	<p>(運営会議)</p> <p>第10条 本学に、<u>運営会議</u>を置く。</p> <p>2 <u>運営会議</u>は、法人が定めた本学の運営方針に基づき、その権限に属された事項を審議し、及びその処理に当たる。</p> <p>3 <u>運営会議</u>に関する事項は、本学の<u>運営会議規則</u>に定める。</p>

<p>(<u>研究科教授会</u>)</p> <p>第11条 本学の<u>研究科</u>に、<u>学校教育法</u>（昭和22年法律第26号）第93条の規定に基づく<u>研究科教授会</u>を置く。</p> <p>2 <u>研究科教授会</u>は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>3 学長は、前項各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、<u>研究科教授会</u>が述べる意見を参酌するものとする。</p> <p>4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び<u>研究科長</u>（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>5 <u>研究科教授会</u>に関する事項は、<u>本学の研究科の組織運営等</u>に関する規則に定める。</p>	<p>(<u>先端学術院教授会</u>)</p> <p>第11条 先端学術院に、<u>学校教育法</u>第93条第1項の規定に基づく<u>教授会</u>を置く。</p> <p>2 <u>教授会</u>は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了</p> <p>(2) 学位の授与</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの</p> <p>3 学長は、前項各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、<u>教授会</u>が述べる意見を参酌するものとする。</p> <p>4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び<u>先端学術院長</u>（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>5 <u>教授会</u>に関する事項は、<u>先端学術院の組織運営等</u>に関する規則に定める。</p>
<p>(自己評価等)</p> <p>第13条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、<u>第2条第1項、第14条の2及び第17条の2</u>に規定する目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備等（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>(自己評価等)</p> <p>第13条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、<u>第2条第1項及び第14条</u>に規定する目的並びに社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備等（以下「教育研究活動等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。</p> <p>2 【略】</p>
<p>(結果公表等)</p> <p>第14条 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>(結果公表等)</p> <p>第13条の3 【略】</p> <p>2 【略】</p>
<p>(<u>研究科の目的</u>)</p> <p>第14条の2 本学の研究科の目的は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p><u>文化科学研究科</u></p> <p><u>人間の文化活動並びに人間と社会、技術及び自然との関係に係る総合的教育研究を行い、国際的通用性を持つ広い視野を備えた高度な研究者及び高度な研究能力をもって社会に貢献する人材の育成を目的とする。</u></p>	<p>(<u>先端学術院の目的</u>)</p> <p>第14条 先端学術院は、本学創設の理念と目的に基づき、大学共同利用機関等を基盤とする大学院大学として、<u>学術のあるべき姿を長期的に見据え、人類社会の知的基盤を支える学術の継承・発展や高度な研究開発の担い手となり、新たな知的価値を創出することができる博士人材を育成し輩出することを目的とする。</u></p>

<p>(課程及び課程の目的)</p> <p>第15条 <u>本学の研究科</u>の課程は、博士課程とする。</p> <p>2 前項の課程は、<u>前条の表に掲げる研究科</u>の目的を達成するため、専攻分野について、第2条第1項に規定する研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>	<p>(課程及び課程の目的)</p> <p>第15条 <u>先端学術院</u>の課程は、博士課程とする。</p> <p>2 前項の課程は、<u>前条に規定する先端学術院</u>の目的を達成するため、専攻分野について、第2条第1項に規定する研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。</p>
<p>(課程の修業年限等)</p> <p>第16条 前条第1項の課程の修業年限は、3年又は5年を標準とする。</p> <p>2 前項の標準の修業年限を3年とする課程は、<u>第25条第1項に規定する者(次項に規定する課程の3年次に編入する者を含む。)</u>が履修する課程(以下「後期3年の課程」という。)とする。</p> <p>3 第1項の標準の修業年限を5年とする課程は、<u>第25条第2項に規定する者が履修する課程</u>(以下「5年の課程」という。)とする。</p> <p>4 <u>本学の研究科の専攻の修業年限は、第21条に定める。</u></p>	<p>(課程の修業年限等)</p> <p>第16条 前条第1項の課程の修業年限は、3年又は5年を標準とする。</p> <p>2 前項の標準の修業年限を3年とする課程は、<u>第25条第1項に規定する者が履修する課程</u>(以下「後期3年の課程」という。)とする。</p> <p>3 第1項の標準の修業年限を5年とする課程は、<u>第25条第2項に規定する者が履修する課程</u>(以下「5年の課程」という。)とする。</p> <p>4 【削除】</p>
<p>(長期にわたる課程の履修)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の学生(以下<u>第35条、第46条第3項、第47条第5項、第50条第2項及び第61条第1号</u>において「長期履修学生」という。)に関する事項は、学長が別に定める。</p>	<p>(長期にわたる課程の履修)</p> <p>第16条の2 前条の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。</p> <p>2 前項の学生(以下<u>第35条、第47条第5項、第50条第2項及び第61条第1号</u>において「長期履修学生」という。)に関する事項は、学長が別に定める。</p>
<p>(専攻)</p> <p>第17条 本学の研究科の専攻(次項に規定する先導科学研究科の専攻を除く。)、専攻を置く基盤機関及び専攻の所在地は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 文化科学研究科</p> <p>地域文化化学専攻 国立民族学博物館 大阪府吹田市</p>	<p>【削除】</p>
<p>(専攻の目的)</p> <p>第17条の2 本学の研究科の専攻の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。</p> <p>【略】</p>	<p>【削除】</p>
<p>(講座及び教育研究指導領域)</p> <p>第18条 本学の研究科の専攻(次項に規定する専攻を除く。)に置く講座は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>文化科学研究科 地域文化化学専攻 アジア地域文化化学講座、ヨーロッパ・アフリカ地域文化化学講座、アメリカ・オセアニア地域文化化学講座</p>	<p>【削除】</p>

<p>2 先導科学研究科生命共生体進化学専攻は、研究科が別に定めるところにより、教育研究指導領域を置く。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(教員組織)</p> <p>第19条 前条第1項の表に掲げる専攻に置く講座及び同条第2項の専攻に、本学の教育研究に必要な教員（第8条に規定する教授、准教授、講師、助教又は助手をいう。以下同じ。）を置く。</p> <p>2 前条第1項の表に掲げる専攻の講座に置く教員は、<u>第17条第1項各号の表に掲げる専攻を置く基盤機関の長及びその機関に所属する本学の教育研究に従事する職員</u>をもつて充てる。</p> <p>3 前条第2項に規定する先導科学研究科の専攻に置く教員は、<u>法人に置かれる研究院に所属する教員及び第17条第2項の表に掲げる機構等法人が設置する基盤機関に所属する本学の教育研究に従事する職員並びに学長が別に定める教育研究に従事する者</u>をもつて充てる。</p> <p>4 第2項及び前項に規定するもののほか、学長が別に定めるところにより、法人の役員及び第1条に規定する機構等法人の役員を本学の教員に充てることができる。</p> <p>5 第2項から前項までの規定にかかわらず、本学の教員は、第17条の表に掲げる専攻又は全学教育委員会の要請に応じ、その専攻又は教育開発センターにおける教育研究の実施に協力するものとする。</p>	<p>(教員組織)</p> <p>第19条 先端学術院に、本学の教育研究に必要な教員（第8条に規定する教授、准教授、講師、助教又は助手をいう。以下同じ。）を置く。</p> <p>2 先端学術院に置く教員は、<u>第1条の表に掲げる基盤機関の長、その機関に所属する本学の教育研究に従事する職員、法人に置かれる研究院に所属する教員及び学長が別に定める教育研究に従事する者</u>をもつて充てる。</p> <p>【削除】</p> <p>3 前項に規定するもののほか、学長が別に定めるところにより、法人の役員及び第1条に規定する機構等法人の役員を本学の教員に充てることができる。</p> <p>5 【削除】</p>
<p>(授業等を担当しない教員)</p> <p>第20条 本学の教育研究上必要があるときは、授業又は博士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当しない教員を置くことができる。</p>	<p>(授業等を担当しない教員)</p> <p>第20条 本学の教育研究上必要があるときは、授業又は博士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当しない教員を置くことができる。</p>
<p>(修業年限及び収容定員)</p> <p>第21条 本学の研究科の専攻の標準の修業年限並びに研究科及び専攻の5年の課程の学生の入学定員、後期3年の課程の学生の入学定員（物理科学研究科、複合科学研究科、生命科学研究所及び先導科学研究科においては3年次編入学定員をいう。）、その収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>研究科 文化科学研究科 専攻 地域文化化学専攻 標準の修業年限 3年 5年の課程の入学定員 - 後期3年の課程の入学定員 3人 収容定員 9人 (以下、略)</p>	<p>(入学定員及び収容定員)</p> <p>第21条 先端学術院の後期3年の課程の学生の入学定員及び5年の課程の学生の入学定員、その収容定員は、次のとおりとする。</p> <p>一 後期3年の課程の入学定員 62人 5年の課程の入学定員 58人 収容定員476人</p>
<p>2 前項に掲げる表のほか、高エネルギー加速器科学研究科の専攻の収容定員には、3年次に編入学する者を含むものとする。</p>	<p>【削除】</p>

<p>(入学資格)</p> <p>第25条 本学の後期3年の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>【略】</p> <p>2 本学の5年の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p>	<p>(入学資格)</p> <p>第25条 本学の後期3年の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>【略】</p> <p>2 本学の5年の課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p>
<p>(入学者の選抜及び入学許可)</p> <p>第27条 本学に入学を志願する者については、<u>研究科</u>が別に定めるところにより入学者の選抜を行う。</p> <p>2 入学の許可は、学長が行う。</p> <p>3 第3章に定める科目等履修生、聴講生及び研究生の入学の許可は、前項を準用する。</p>	<p>(入学者の選抜及び入学許可)</p> <p>第27条 本学に入学を志願する者については、<u>先端学術院</u>が別に定めるところにより入学者の選抜を行う。</p> <p>2 入学の許可は、学長が行う。</p> <p>3 第3章に定める科目等履修生、聴講生及び研究生の入学の許可は、前項を準用する。</p>
<p>(教育課程の編成方針)</p> <p>第27条の2 <u>本学の研究科</u>は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成にあたっては、<u>本学の研究科</u>は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>	<p>(教育課程の編成方針)</p> <p>第27条の2 <u>先端学術院</u>は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 教育課程の編成にあたっては、<u>先端学術院</u>は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。</p>
<p>(特別教育プログラム)</p> <p>第27条の3 本学は、各研究科が編成する教育課程のほか、本学の教育上の目的を達成するため、特別教育プログラムを置く。また、特別教育プログラムで実施される教育を、特別教育と称するものとする。</p> <p>2 特別教育プログラムに関し必要な事項は、本学の特別教育プログラム実施規程に定める。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(教育方法)</p> <p>第28条 <u>本学の研究科の教育及び特別教育</u>は、本学の教授、准教授、講師又は助教が担当する授業科目の授業及び研究指導によつて行う。</p> <p>2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、授業又は研究指導を補助する助手を置くことができる。</p>	<p>(教育方法)</p> <p>第28条 <u>先端学術院の教育</u>は、本学の教授、准教授、講師又は助教が担当する授業科目の授業及び研究指導によつて行う。</p> <p>2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、授業又は研究指導を補助する助手を置くことができる。</p>

<p>(授業科目、その単位数、履修方法等)</p> <p>第29条 前条の授業科目及びその単位数、履修方法等は、<u>研究科が別に定める。また、特別教育プログラムの授業科目及びその単位数、履修方法等は、全学教育委員会が定める。</u></p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもつて1単位とする。</p> <p>(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもつて1単位とする。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して<u>研究科が定める時間の授業をもつて1単位とし、特別教育プログラムの授業科目においては全学教育委員会が定める時間の授業をもつて1単位とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、必要な学修等を考慮して、<u>研究科の授業科目においては研究科が単位数を別に定め、特別教育プログラムの授業科目においては全学教育委員会が別に定めることができる。</u></p>	<p>(授業科目、その単位数、履修方法等)</p> <p>第29条 前条の授業科目及びその単位数、履修方法等は、<u>先端学術院が別に定める。</u></p> <p>2 前項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。</p> <p>(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもつて1単位とする。</p> <p>(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもつて1単位とする。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準を考慮して<u>先端学術院が定める時間の授業をもつて1単位とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる授業科目については、必要な学修等を考慮して、<u>先端学術院が単位数を別に定めることができる。</u></p>
<p>(授業科目の単位の授与)</p> <p>第30条 前条の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与える。ただし、前条第3項の授業科目については、<u>研究科の授業科目においては研究科が別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができ、また特別教育プログラムの授業科目においては全学教育委員会が別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</u></p>	<p>(授業科目の単位の授与)</p> <p>第30条 前条の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与える。ただし、前条第3項の授業科目については、<u>先端学術院が別に定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</u></p>

<p>(研究指導及びその指導教員等)</p> <p>第31条 研究指導は、学生1人ごとにその内容が定められるものとし、その研究指導については、原則として2人以上の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。</p> <p>2 研究指導を担当する教授又は准教授のうち1人は、主任指導教員とする。</p> <p>3 前項によるもののほか、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、講師又は助教を主任指導教員とすることができる。</p> <p>4 研究指導は、教育上有益と認められるときは、研究科長の許可を受けて、<u>所属する研究科の他の専攻、又は所属する研究科以外の研究科において、実施することができる。</u></p> <p>5 <u>前項の研究指導の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。</u></p>	<p>(研究指導及びその指導教員等)</p> <p>第31条 研究指導は、学生1人ごとにその内容が定められるものとし、その研究指導については、原則として2人以上の教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。</p> <p>2 研究指導を担当する教授又は准教授のうち1人は、主任指導教員とする。</p> <p>3 前項によるもののほか、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、講師又は助教を主任指導教員とすることができる。</p> <p>4 <u>【削除】</u></p> <p>5 <u>【削除】</u></p>
<p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第31条の2 <u>本学の研究科及び全学教育委員会</u>は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 <u>本学の研究科及び全学教育委員会</u>は、第30条に規定する授業科目の単位の授与のための学修の成果の認定に当たり、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>3 <u>本学の研究科</u>は、学位論文に係る評価並びに第40条に規定する修了の認定に当たり、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第31条の2 <u>先端学術院</u>は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 <u>先端学術院</u>は、第30条に規定する授業科目の単位の授与のための学修の成果の認定に当たり、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p> <p>3 <u>先端学術院</u>は、学位論文に係る評価並びに第40条に規定する修了の認定に当たり、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>
<p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第32条 学生は、教育上有益と認められるときは、<u>研究科長</u>の許可を受けて、本学が協議をした他の大学の大学院及び文部科学大臣が指定した教育施設の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は、<u>研究科が専攻ごとに別に定める範囲で、本学の研究科において修得したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(他の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第32条 学生は、教育上有益と認められるときは、<u>先端学術院長</u>の許可を受けて、本学が協議をした他の大学の大学院及び文部科学大臣が指定した教育施設の授業科目を履修することができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき履修した授業科目について修得した単位は、<u>先端学術院が別に定める範囲で、修得したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(<u>他大学の大学院等</u>における研究指導等)</p> <p>第33条 学生は、教育上有益と認められるときは、<u>研究科長</u>の許可を受けて、本学が協議をした他の大学の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき受けた研究指導は、<u>本学の研究科</u>において受けた研究指導の一部とみなすことができる。</p>	<p>(<u>他の大学院等</u>における研究指導等)</p> <p>第33条 学生は、教育上有益と認められるときは、<u>先端学術院長</u>の許可を受けて、本学が協議をした他の大学の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき受けた研究指導は、<u>先端学術院</u>において受けた研究指導の一部とみなすことができる。</p>

<p>(入学前の既修得単位の取扱い)</p> <p>第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を<u>研究科長の許可</u>を受けて、<u>本学の研究科</u>において修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき修得したものとみなすことができる単位は、第44条及び第45条に規定する場合を除き、<u>研究科が専攻ごとに別に定める単位</u>を超えないものとする。</p>	<p>(入学前の既修得単位の取扱い)</p> <p>第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を<u>先端学術院長の許可</u>を受けて、<u>先端学術院</u>において修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき修得したものとみなすことができる単位は、第44条及び第45条に規定する場合を除き、<u>先端学術院が別に定める単位</u>を超えないものとする。</p>
<p>(在学年限)</p> <p>第35条 学生（第16条の2に規定する長期履修学生を除く。）が<u>本学の研究科</u>に在学することができる年限は、<u>研究科が専攻ごとに別に定めるところにより後期3年の課程</u>にあっては<u>5年又は6年</u>とし、5年の課程にあっては8年とする。ただし、<u>第44条、第45条及び第46条の規定により再入学、転入学又は研究科間の移籍等</u>を許可された者の在学年限については、当該年次の在学者にかかる在学年限と同年数とする。</p>	<p>(在学年限)</p> <p>第35条 学生（第16条の2に規定する長期履修学生を除く。）が<u>先端学術院</u>に在学することができる年限は、<u>先端学術院が別に定めるところにより後期3年の課程</u>にあっては<u>5年</u>とし、5年の課程にあっては8年とする。ただし、<u>第44条又は第45条の規定により再入学又は転入学</u>を許可された者の在学年限については、当該年次の在学者にかかる在学年限と同年数とする。</p>
<p>(教育方法、履修方法及び在学年限に関する規則)</p> <p>第36条 第28条から前条に規定する教育方法、履修方法その他単位の認定及び他の大学院における授業科目の履修等並びに在学年限に関し必要な事項は、<u>本学の研究科の履修規程及び特別教育プログラム実施規程</u>に定める。</p>	<p>(教育方法、履修方法及び在学年限に関する規則)</p> <p>第36条 第28条から前条に規定する教育方法、履修方法その他単位の認定及び他の大学院における授業科目の履修等並びに在学年限に関し必要な事項は、<u>先端学術院の規則</u>に定める。</p>

<p>(後期3年の課程の修了の要件)</p> <p>第37条 <u>本学の研究科</u>の後期3年の課程の修了の要件は、<u>本学の研究科</u>に3年以上在学し、<u>研究科が専攻ごとに本学の研究科の履修規程</u>に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、他の大学の大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程における在学期間（その課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者であっては、当該課程における在学期間で2年を限度とする。）を通算して3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第25条第1項第2号、第3号、第4号又は第5号の規定により、本学への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、本学に入学した場合の<u>研究科</u>の修了の要件は、<u>本学の研究科</u>に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、<u>研究科が専攻ごとに本学の研究科の履修規程</u>に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>(後期3年の課程の修了の要件)</p> <p>第37条 <u>先端学術院</u>の後期3年の課程の修了の要件は、<u>先端学術院</u>に3年以上在学し、<u>先端学術院の規則</u>に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、他の大学の大学院の修士課程又は博士課程の前期2年の課程における在学期間（その課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者であつては、当該課程における在学期間で2年を限度とする。）を通算して3年以上在学すれば足りるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第25条第1項第2号、第3号、第4号又は第5号の規定により、本学への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、本学に入学した場合の<u>先端学術院</u>の修了の要件は、<u>先端学術院</u>に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては2年）以上在学し、<u>先端学術院の規則</u>に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。</p>
<p>(5年の課程の修了の要件)</p> <p>第39条 <u>本学の研究科</u>の5年の課程の修了の要件は、<u>本学の研究科</u>に5年以上在学し、<u>研究科が専攻ごとに本学の研究科の履修規程</u>に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、<u>研究科</u>に3年以上在学すれば足りるものとする。</p>	<p>(5年の課程の修了の要件)</p> <p>第39条 <u>先端学術院</u>の5年の課程の修了の要件は、<u>先端学術院</u>に5年以上在学し、<u>先端学術院の規則</u>に定める授業科目について所定の単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、<u>先端学術院</u>に3年以上在学すれば足りるものとする。</p>

<p>(学位)</p> <p>第41条 <u>本学の研究科</u>を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>2 前項の規定に基づき本学が授与する博士の学位には、<u>その学位を授与される者が修了した研究科の専攻の区分に応じ、次の表に掲げる専攻分野を付記するものとする。</u></p> <p><u>研究科 文化科学研究科</u> <u>専攻 地域文化学専攻</u> <u>付記する専攻分野 文学 博士論文の内容によつては学術</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>本学の研究科</u>の5年の課程に在学し、第48条の規定に基づき退学を許可された者が、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした場合は、学長が別に定めるところにより、修士の学位を授与することができる。</p>	<p>(学位)</p> <p>第41条 <u>先端学術院</u>を修了した者には、博士の学位を授与する。</p> <p>2 前項の規定に基づき本学が授与する博士の学位には、<u>次に掲げるいずれかの専攻分野を付記するものとする。</u></p> <p><u>文学、理学、工学、医学、学術、統計科学、情報学、脳科学</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>先端学術院</u>の5年の課程に在学し、第48条の規定に基づき退学を許可された者が、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条に規定する修士課程の修了要件を満たした場合は、学長が別に定めるところにより、修士の学位を授与することができる。</p>
<p>(論文博士)</p> <p>第42条 第37条から第41条（第41条第3項を除く。）に定めるもののほか、第41条に規定する博士の学位は、<u>本学の研究科</u>を経ない者であつても、本学に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、<u>本学の研究科</u>を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し、授与することができる。</p>	<p>(論文博士)</p> <p>第42条 第37条から第41条（第41条第3項を除く。）に定めるもののほか、第41条に規定する博士の学位は、<u>先端学術院</u>を経ない者であつても、本学に博士論文の審査を申請してその審査に合格し、かつ、<u>先端学術院</u>を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し、授与することができる。</p>
<p>(再入学)</p> <p>第44条 <u>本学の研究科</u>を退学した者で、<u>本学の研究科</u>に再び入学することを志願する者がある場合は、<u>その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、当該研究科</u>の相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>2 再入学を許可された者が在学すべき年数及び履修の必要な単位数その他必要事項については、<u>研究科</u>が別に定める。</p>	<p>(再入学)</p> <p>第44条 <u>先端学術院</u>を退学した者で、<u>先端学術院</u>に再び入学することを志願する者がある場合は、<u>教育研究に支障がないときに限り、選考の上、先端学術院</u>の相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>2 再入学を許可された者が在学すべき年数及び履修の必要な単位数その他必要事項については、<u>先端学術院</u>が別に定める。</p>
<p>(転入学)</p> <p>第45条 他の大学の大学院及び文部科学大臣が指定した教育施設（第25条に規定する者に限る。）に在学している者で、<u>本学の研究科</u>に転入学することを志願する者がある場合は、<u>その研究科</u>の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、<u>当該研究科</u>の相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>2 転入学を許可された者が在学すべき年数及び履修の必要な単位数その他必要事項については、<u>研究科</u>が別に定める。</p>	<p>(転入学)</p> <p>第45条 他の大学の大学院及び文部科学大臣が指定した教育施設（第25条に規定する者に限る。）に在学している者で<u>先端学術院</u>に転入学することを志願する者がある場合は、<u>教育研究に支障がないときに限り、選考の上、先端学術院</u>の相当年次に入学を許可することができる。</p> <p>2 転入学を許可された者が在学すべき年数及び履修の必要な単位数その他必要事項については、<u>先端学術院</u>が別に定める。</p>

<p>(研究科間の移籍等)</p> <p>第46条 本学の学生で、他の研究科に移籍を志願する者がある場合は、その研究科の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、当該研究科の相当年次に移籍を許可することができる。</p> <p>2 本学の学生で、転専攻を志願する者がある場合は、その専攻の教育研究に支障がないときに限り、選考の上、当該専攻の相当年次に転専攻を許可することができる。</p> <p>3 本学の学生で、第16条の2に規定する長期履修学生の適用を希望する旨を申し出る者又は長期履修学生であった者が適用を希望しない旨を申し出る者がある場合は、選考の上、当該申し出を許可することができる。</p> <p>4 研究科の移籍又は転専攻若しくは長期履修学生の適用に係る申し出を許可された者の在学すべき年数及び履修に必要な単位数その他必要事項については、当該研究科が別に定める。</p>	<p>【削除】</p>
<p>(休学)</p> <p>第47条 病気その他やむを得ない事由のため、引き続き2ヶ月以上修学することができない場合は、<u>研究科長</u>の許可を受けて休学することができる。</p> <p>2 病気その他の事由により、学修することが不適当と認められる学生に対しては、<u>研究科長</u>は休学を命ずることができる。</p> <p>3 休学の期間の途中において、その事由が消滅した場合は、復学することができる。</p> <p>4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学の期間は、<u>第21条</u>に規定する修業年限及び第35条に規定する在学年限（第16条の2に規定する長期履修学生に定めた在学年限を含む。）に算入しない。</p>	<p>(休学)</p> <p>第47条 病気その他やむを得ない事由のため、引き続き2ヶ月以上修学することができない場合は、<u>先端学術院長</u>の許可を受けて休学することができる。</p> <p>2 病気その他の事由により、学修することが不適当と認められる学生に対しては、<u>先端学術院長</u>は休学を命ずることができる。</p> <p>3 休学の期間の途中において、その事由が消滅した場合は、復学することができる。</p> <p>4 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。</p> <p>5 休学の期間は、<u>第16条</u>に規定する修業年限及び第35条に規定する在学年限（第16条の2に規定する長期履修学生に定めた在学年限を含む。）に算入しない。</p>
<p>(学生に関する規則)</p> <p>第49条 <u>研究科間の移籍等、休学及び退学等</u>その他学生の取扱いに関し必要な事項は、本学の学生規則に定める。</p>	<p>(学生に関する規則)</p> <p>第49条 <u>休学及び退学等</u>その他学生の取扱いに関し必要な事項は、本学の学生規則に定める。</p>
<p>(科目等履修生)</p> <p>第62条 本学の学生以外の者で本学の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得することを志願する者があるときは、<u>授業科目を開設する研究科</u>の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。</p>	<p>(科目等履修生)</p> <p>第62条 本学の学生以外の者で本学の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。</p>

<p>(聴講生)</p> <p>第63条 本学の学生以外の者で本学の授業科目のうち一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、<u>授業科目を開設する研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。</u></p>	<p>(聴講生)</p> <p>第63条 本学の学生以外の者で本学の授業科目のうち一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、<u>教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。</u></p>
<p>(研究生)</p> <p>第64条 本学において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、<u>当該研究生を受け入れる研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。</u></p>	<p>(研究生)</p> <p>第64条 本学において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、<u>教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。</u></p>
	<p><u>附 則 (令和 年 月 日学則第 号)</u></p> <p>1 <u>この学則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この学則による改正前の文化科学研究科、物理科学研究科、高エネルギー加速器科学研究科、複合科学研究科、生命科学研究科及び先導科学研究科並びに当該研究科に置く専攻(以下「旧研究科等」という。)は、令和5年3月31日に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日又は退学(後期3年の課程にあっては、3年以上、5年の課程にあっては5年以上在学し、所定の単位数以上を修得した者に限る。)により在学しなくなる日から2年(文化科学研究科にあっては、3年)を経過した日のいずれか遅い日までの間、存続するものとする。</u></p> <p>3 <u>この学則施行の際現に旧研究科等に在学する学生に係る必要な措置その他学則の施行に関して必要な経過措置は、別に定める。</u></p>

総合研究大学院大学先端学術院組織運営規則（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、総合研究大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第11条第5項及び第66条の規定に基づき、先端学術院の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（基盤機関への配慮）

第2条 この規則の運用に当たっては、学則第1条に規定する基盤機関（以下「基盤機関」という。）の自主性及び自律性を尊重し、その特性に配慮するものとする。

第2章 教員

（領域）

第3条 先端学術院に所属する教員は、次の各号に掲げるいずれかの一の領域に属するものとする。

- （1）文化科学領域
- （2）数理情報科学領域
- （3）物理科学領域
- （4）生命科学領域

（コースの担当）

第4条 先端学術院に所属する教員は、当該教員が担当する授業科目の授業及び研究指導に応じて、次に掲げるいずれかの一のコース（先端学術院規程（令和5年大学規程第●号）第●条第●項の規定により授業科目の授業及び研究指導を行うために設けられたコースをいう。以下同じ。）を担当するものとする。

人類文化研究コース 国際日本研究コース 日本歴史研究コース 日本文学研究コース
日本語言語科学コース 情報学コース 統計科学コース 素粒子原子核コース
加速器科学コース 天文科学コース 核融合科学コース 宇宙科学コース
分子科学コース 物質構造科学コース 総合地球環境学コース 極域科学コース
基礎生物学コース 生理科学コース 遺伝学コース 統合進化科学コース

第3章 教授会

(設置)

第5条 先端学術院に、教授会を置く。

(組織)

第6条 教授会は、先端学術院に所属する専任の教授をもつて組織する。

(審議事項等)

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
 - イ 教育課程の編成に関する事項
 - ロ 担当教員の選考に係る教育研究業績の審査に関する事項
 - ハ 教育研究上の重要な組織の改廃に関する事項
 - ニ 学生の身分の異動等在籍に関する事項
 - ホ 教育研究に関する規程等の制定及び改廃に関する事項
 - ヘ 名誉教授候補者の推薦に関する事項
 - ト 第9条に規定する代議員会に関する事項

2 教授会は、前項各号に規定するもののほか、学長及び先端学術院長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会は、第12条に規定するコース委員会に、前2項に規定する事項を委任することができる。その議決をもって教授会の議決に代えることができる。

(運営)

第8条 教授会は、先端学術院長が招集し、その議長となる。

2 先端学術院長に事故があるときは、先端学術院長があらかじめ指名する者が議長の職務を代行する。

3 教授会は、別に定めがある場合を除き、構成員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、出張を命じられた者、長期療養中の者その他教授会がやむを得ないと認めた者は、構成員の数から除くものとする。

4 教授会の議事は、別に定めがある場合を除き、出席した構成員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があるときは、教授会の同意を得て、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

6 前項までに規定するもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 代議員会

(設置)

第9条 先端学術院に、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第143条に基づく、教授会構成員のうちの一部の者をもって構成する代議員会として、先端学術院代議員会及び領域ごとに編成される領域教育会議を置く。

(先端学術院代議員会)

第10条 先端学術院代議員会は、第7条第1項第3号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項(第13条第2項第3号に掲げる事項を除く)
- (2) 学生の身分の異動等在籍に関する事項(第13条第2項第5号に掲げる事項を除く)
- (3) 規程等の制定及び改廃に関する事項(第11条第2項第5号に掲げる事項を除く)
- (4) 名誉教授候補者の推薦に関する事項

3 前項に規定するもののほか、教授会から審議を付託された事項について、審議し、意見を述べるものとする。

4 前項までに規定するもののほか、先端学術院代議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

(領域教育会議)

第11条 領域教育会議は、教授会構成員のうち、当該領域に所属する一部の者である代議員をもって組織する。

2 領域教育会議は、第7条第1項各号に掲げる事項のうち、当該領域に係る次の各号に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

- (1) 学位の授与の議決に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項(第13条第2項第2号(ア)に掲げる事項を除く)
- (3) 修士学位取得資格者認定の議決に関する事項(第13条第2項第2号(イ)に掲げる事項を除く)
- (4) 学位の授与の取消に関する事項
- (5) 前号までの規定に係る規程等の制定及び改廃に関する事項

3 前項に規定するもののほか、教授会から審議を付託された事項について、審議し、意見を述べるものとする。

4 前項までに規定するもののほか、領域教育会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

第5章 コース委員会

(設置)

第12条 先端学術院の専攻に、コース委員会を置く。

- 2 コース委員会は、第4条に規定する当該コースにおいて授業科目の授業並びに研究指導を行う教授、准教授、講師及び助教のうち、当該コース委員会が定める者により構成する。
- 3 コース委員会は、別に定めるところにより、前項に規定する教員以外の教員を当該コース委員会の構成員とすることができる。

(審議事項等)

第13条 コース委員会は、当該コースにおける教育研究に関する事項を審議し、その処理に当たる。

- 2 コース委員会は、第7条第3項の規定に基づき、第7条第1項各号に掲げる事項のうち、教授会から委任された、当該コースに係る次の各号に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(1) 当該コースにおいて授業科目の履修及び研究指導を受ける学生(以下「履修等学生」という。)の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項のうち、次に掲げる事項

(ア) 学位審査の実施に関する事項

(イ) 履修等学生の修士学位取得資格者への修士学位授与に関する事項

(3) 教育課程の編成に関する事項のうち、次に掲げる事項

(ア) 開講する授業科目の追加及び変更に関する事項

(イ) 履修等学生の他大学の大学院における授業科目の履修に関する事項

(ウ) 履修等学生の他大学の大学院等における研究指導に関する事項

(エ) 履修等学生の入学前の既修得単位の認定に関する事項

(4) 当該コースにおいて授業科目の授業又は研究指導を行う担当教員の選考に係る教育研究業績の審査に関する事項

(5) 履修等学生の身分の異動等在籍に関する事項のうち、次に掲げる事項

(ア) 長期履修学生に関する事項

(イ) 休学、留学、退学及びコースの変更に関する事項

- 3 コース委員会は、第7条第3項の規定に基づき、第7条第2項に規定するもののうち、教授会から委任された、当該コースに係る次の各号に掲げる事項について審議し、先端学術院長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(1) 客員教員の称号付与に関する事項

(2) 授業担当講師の任命に関する事項

(3) 連携教員の教育研究業績の審査に関する事項

- (4) 科目等履修生及び研究生等に関する事項
- 4 第2項及び第3項に規定するもののほか、教授会から審議を付託された事項について、審議し、意見を述べるものとする。
- 5 前項までに規定するもののほか、当該コース委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該コース委員会が定める。

第6章 先端学術院長及び専攻長

(先端学術院長の設置及び職務)

第15条 先端学術院に、先端学術院長を置く。

2 先端学術院長は、先端学術院に関する校務をつかさどる。

(先端学術院長の任命)

第16条 先端学術院長は、学長が任命する。

(先端学術院長の任期)

第17条 先端学術院長の任期は、2年とする。

2 先端学術院長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(専攻長の設置及び職務)

第18条 先端学術院の専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻に関する校務をつかさどる。

(専攻長の任命)

第19条 専攻長は、学長が任命する。

(専攻長の任期)

第20条 専攻長の任期は、2年とする。

2 専攻長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 コース長及び副コース長

(設置及び職務)

第21条 先端学術院の専攻に、コース長及び副コース長を置く。

2 コース長は、当該コースに関する校務をつかさどり、副コース長は、当該コース長の職務を助ける。

(任命等)

第22条 コース長及び副コース長は、当該コース委員会が候補者を推薦し、学長が任命する。

(任期)

第23条 コース長及び副コース長の任期は、当該コースが別に定める。

第8章 雑則等

(教授会、代議員会及びコース委員会に関する事務)

第24条 教授会、代議員会に関する事務は、学務課において処理する。

2 コース委員会に関する事務は、学務課の協力を得て、当該コースを担当する教員が所属する基盤機関(統合進化科学コース委員会に関する事務にあつては総務課)において処理する。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、先端大学院の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。